

障がい児保育等認定手続き

1. 利用（入所）前児童の場合

※ 区)保健福祉部長より【様式1-1】**観察保育実施依頼書**が届く

各施設で
作成

依頼を受けたら、観察保育（保護者と一緒に保育体験をする）を実施し、【様式1-2-(1)】**行動観察報告書**を作成する。

- ・【様式1-2-(1)】**行動観察報告書**
※観察期間の状況に応じて児童の姿を記入する。

以下、各区子ども家庭福祉係職員と協議・相談の上、必要な場合がある。

保護者から
提出

- ・各種手帳のコピー（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）
◎手帳を所持していない場合
- ・判定書（児童相談所）若しくは、**診断書（別表2）**（札幌市障がい児保育等事業にかかわる判定・療育関係機関18か所のもの）
- ・児童相談所に行く場合には、書類が保護者以外に渡るため【様式1-6】**同意書**が必要

提出先：区健康・子ども課子ども家庭福祉係「区保健福祉部長又は、区保健担当部長あて」

2. 在籍(既利用)児童の場合

各施設で
作成

- ・【様式1-3】**障がい・医療的ケア児保育等（認定・再認定）依頼書**
※右上の日付は、記入日とする。

- ・【様式1-4-(1)】**既利用児童の行動観察報告書**
※観察期間は、最近の姿（1か月程度）を記入することとする。

保護者から
保育施設へ
提出

- ・各種手帳のコピー（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）
◎手帳を所持していない場合
- ・判定書（児童相談所）若しくは、**診断書（別表2）**（札幌市障がい児保育等事業にかかわる判定・療育関係機関18か所のもの）
- ・児童相談所に行く場合には、書類が保護者以外に渡るため【様式1-6】**同意書**が必要

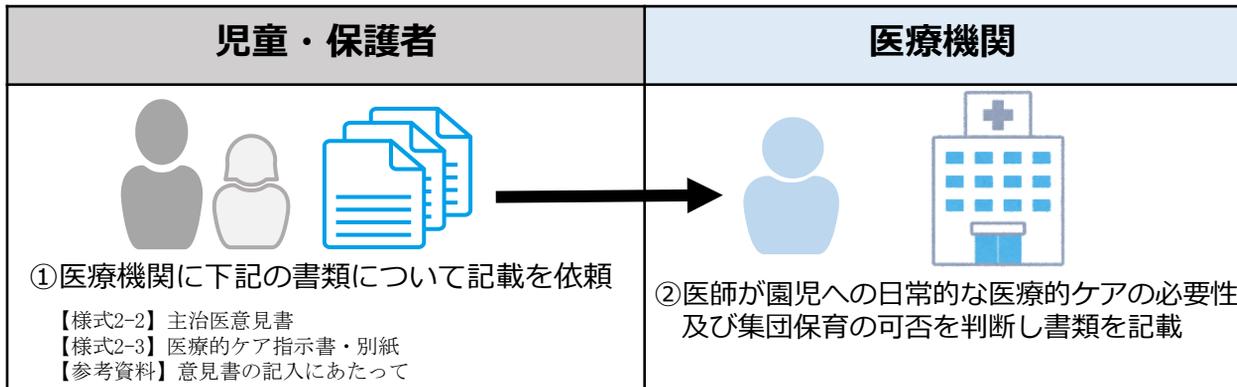
提出先：区健康・子ども課子ども家庭福祉係「区保健福祉部長又は、区保健担当部長あて」

※ 対象児童が転園、認定解除、退所、教育・保育給付認定変更となった場合には、**速やかに** 区健康・子ども課子ども家庭福祉係に報告すること

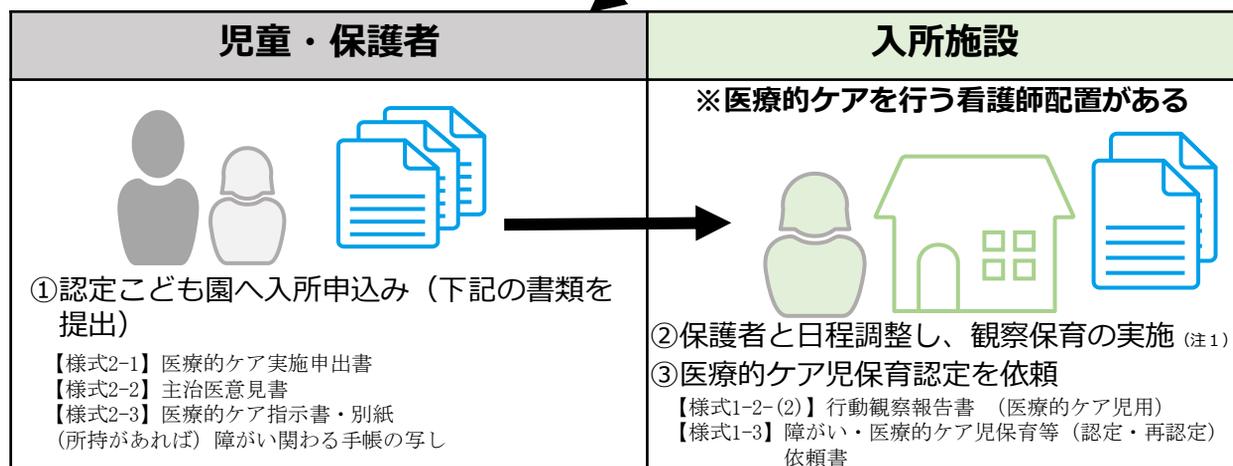
医療的ケア児保育認定事務の流れ（概要：1号認定児童・

在園しているの2号3号認定児童）

1. 保護者の事前準備

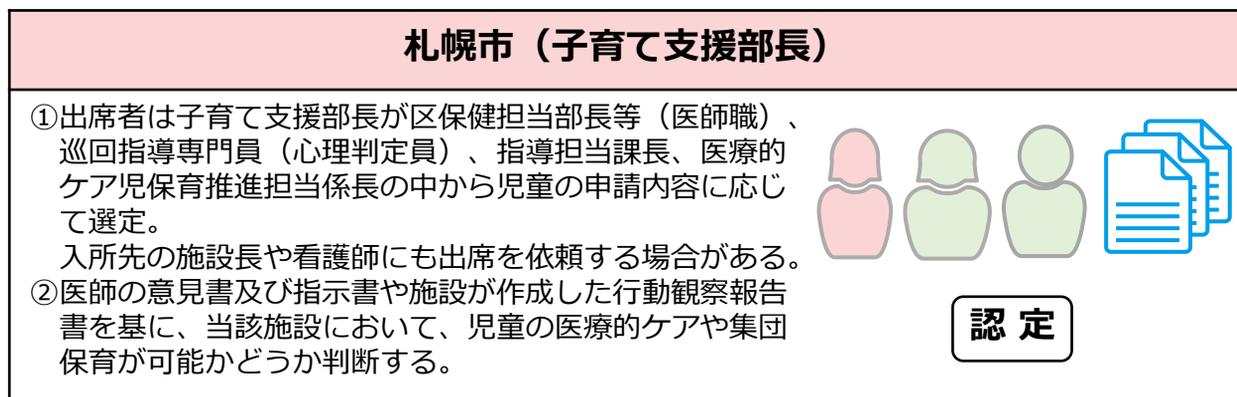


2. 施設での手続き



全ての書類を区子ども家庭福祉係へ提出し、申請する

3. 医療的ケア児保育認定審査会の開催



4. 医療的ケア児保育認定の決定

※ 医療的ケア児保育認定後、区への提出書類

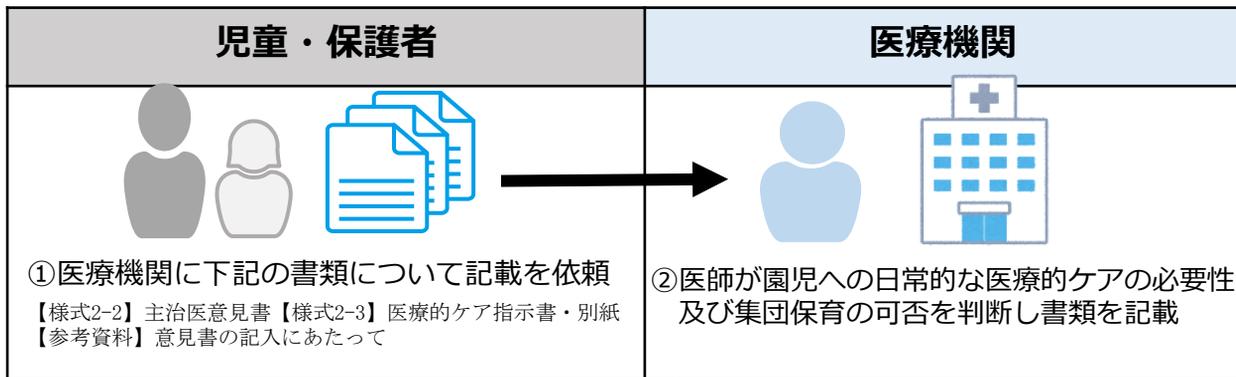
【様式2-4】 医療的ケア実施内容通知書、【様式2-5】 承諾書、【様式2-6】 医療的ケア実施計画、それぞれの写し

注1：観察保育は行動観察報告書の項目を参考にし、保育中の様子以外に家庭での様子、医療的ケアの内容・手順について、配慮事項等の聞き取りや保護者の思い、今後の見通し等について、細かく確認できるとよい

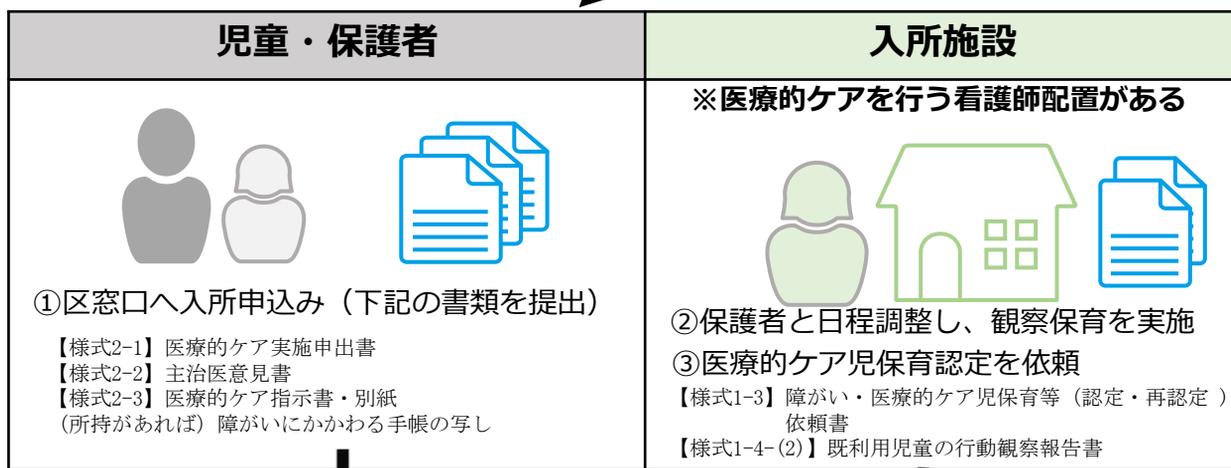
医療的ケア児保育認定事務の流れ

(概要：入所前の2号・3号認定児童)

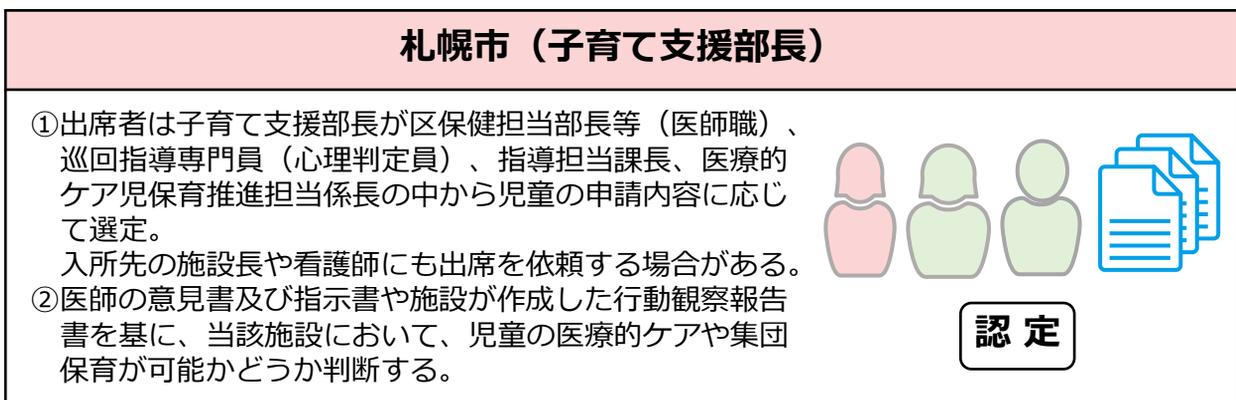
1. 保護者の事前準備



2. 施設での手続き



3. 医療的ケア児保育認定審査会の開催



4. 医療的ケア児保育認定及び入所の決定

※ 医療的ケア児保育認定後、区への提出書類

【様式2-4】医療的ケア実施内容通知書、【様式2-5】承諾書、【様式2-6】医療的ケア実施計画、それぞれの写し

※既利用児童が手続きする場合

「1. 保護者の事前準備」は同様。「2. 施設での手続き」については、保護者が準備した必要書類を施設へ提出し、施設は園児の様子等について、札幌市（区窓口）へ報告するよう求める。その報告と医師の診断書等を基に審査会で認定する。（障がい児保育認定と同様の取扱い）